

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	市民部 市民課

契約業者名・住所	日本電気株式会社 千葉支店・千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1
工事等の名称	振り仮名法制化に伴う住民記録関連システム改修業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで
契約金額	10,736,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
工事等の概要	住民記録関連システムの改修業務委託
随意契約の理由	令和 5 年 6 月 2 日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月 9 月に公布された。 令和 7 年 5 月 26 日に施行され、戸籍および住民票等に氏名や旧氏の振り仮名を記載する制度が開始された。住民は施行後 1 年間、振り仮名を任意で届け出ることが可能であるが、届出がなかった場合には、令和 8 年 5 月 26 日（第 4 施行日）に市区町村長が職権により振り仮名を記載（公証フラグを付与）する。 そのため、令和 8 年 5 月 26 日（第 4 施行日）以降、未届のデータについては次のとおり処理を行う。 まず、氏名の振り仮名については、戸籍システムにおいて振り仮名の公証処理を行い、その後、住民記録システムにデータを取り込み、一括で公証処理を行う。 また、旧氏の振り仮名については、住民記録システムにおいて公証処理を行う。 振り仮名法制化に伴う住民記録関連システム改修業務委託は、本処理を可能とするため、既存の住民記録関連システムの改修を行うものである。住民記録システムの停止や障害は、住民票の写しの発行や印鑑証明

書の発行停止等の即座に市民課及び支所等の業務停止に繋がるものであるため、本委託事業の事業者選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。

- 1 住民記録システムの構成、情報連携、運用を理解、熟知していること。
- 2 各種基幹系システム、基幹系ネットワーク、基幹系パソコン、基幹系プリンタ、基幹系システムの運用と責任分界点を理解していること。
- 3 松戸市基幹系ネットワークの構成・配線を理解していること。
- 4 住民記録システムの重要性及び作業に係る危険性を理解していること。
- 5 住民記録システムにおける障害時の迅速な切り分けと復旧対応が可能なこと。
- 6 松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。

よって、本委託事業に係る業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が多い。

日本電気株式会社千葉支店にあつては、前条件を満たすとともに、住民記録システムの導入業者であり、令和7年1月には国の標準仕様に準拠するよう移行した実績もあり、環境・設定作業等を熟知しているため、最も適切な事業者であるといえる。

従って、本委託事業の性質及び目的が、競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、日本電気株式会社千葉支店を相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者からのみ見積書を徴するものである。